

保護預り規定

株式会社 琉球銀行

109-090 (2020年4月1日現在)

保護預り規定

第1条【保護預り品の内容物の範囲】

- 次に掲げるものを封緘したうえ預けてください。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書・契約証書・権利証その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。
- 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、保護預りをおことわりすることがあります。

第2条【契約期間等】

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了までに預け主または、当行から解約の申し出がないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条【手数料】

- 保護預り手数料は、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日、預け主が指定した預金口座から、普通預金（総合口座）通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割り計算により支払ってください。
- 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から契約期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

第4条【保護預り品の受渡し】

保護預り品（封緘物）の受渡しを請求するときは、預け主があらかじめ当行所定の依頼書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの証書とともに提出してください。

第5条【届出事項の変更等】

- 証書や印章等を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合に

は、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第6条【証書、印章の喪失時の取扱い】

証書または印章を失った場合の保護預り品の受渡し（返還）または証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、証書の再発行に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

第7条【印鑑照合】

証書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名）を依頼書のお届け印（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受渡し（返還）その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

第8条【損害の負担等】

1. 災害、事変その他不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の受渡し（返還）の申し出には直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 前項の事由による保護預り品の内容物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
3. 預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

第9条 【反社会的勢力との取引拒絶】

この契約は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの契約の開設をお断りするものとします。

第10条【解約等】

1. この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、証書を提出し、保護預り品を引き取ってください。なお、証書または印章を失った場合に解約するときは、このほか第6条に準じて取扱います。

2. 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主の責めに帰すべき事由または保護預り品の内容物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主がこの規定に違反したとき
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。
- ① 預け主が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預け主が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預け主が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
4. 前3項による保護預り品の引取り手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取り日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を引取りの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

5. 第1項から第3項による保護預り品の引取り手続が3ヵ月以上遅延したときは、当行は開封のうえ保護預り品の内容物を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は開封に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
6. 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

第11条【保護預り品の一時引取り等】

1. 保護預り品の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
2. 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

第12条【緊急措置】

法令の定めるところにより保護預り品の内容物の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預り品の異変等緊急を要するときは、当行は開封し、その他臨機の処理をすることができるものとします。このために生じた損害について当行は責任を負いません。ただし、当行の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合には、この限りではありません。

第13条【譲渡、質入れの禁止】

この契約による預け主権利および証書は譲渡または質入れすることはできません。

第14条【変更等】

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 当行ウェブサイトがこの規定が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された規定が最新の規定であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

以上